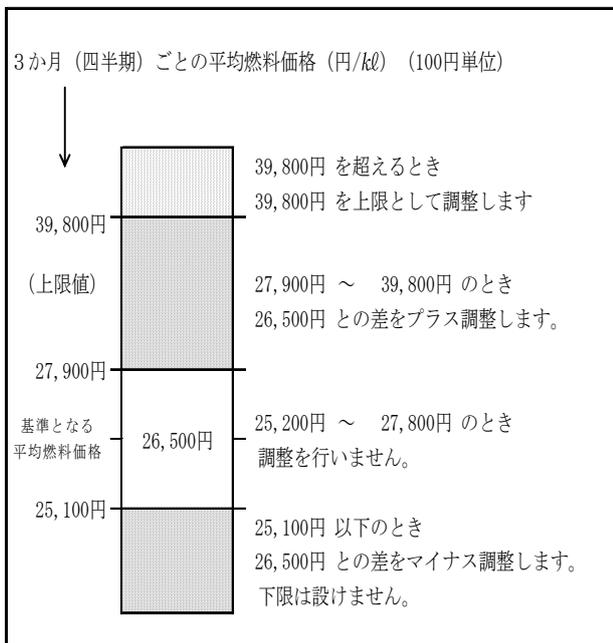


## 燃料費調整諸元の見直しについて

今回、火力燃料費の変動を電気料金に反映させる燃料費調整制度について、調整の基準となる値を次のとおり変更いたします。

火力燃料費の変動は3か月ごとに電気料金に反映されますが、平成20年10～12月分の電気料金につきましては燃料費調整を行わないことといたします。

なお、平成21年1月分以降の電気料金は燃料費調整を行います。



### 【基準となる平均燃料価格、基準単価】

項目	単位	新	旧
基準燃料価格	円/kl	26,500	19,200
燃料費調整を行わない範囲	円/kl	25,200	18,300
		27,800	20,100
上限燃料価格	円/kl	39,800	28,800

(注) 上記燃料価格には消費税等相当額を含みません。

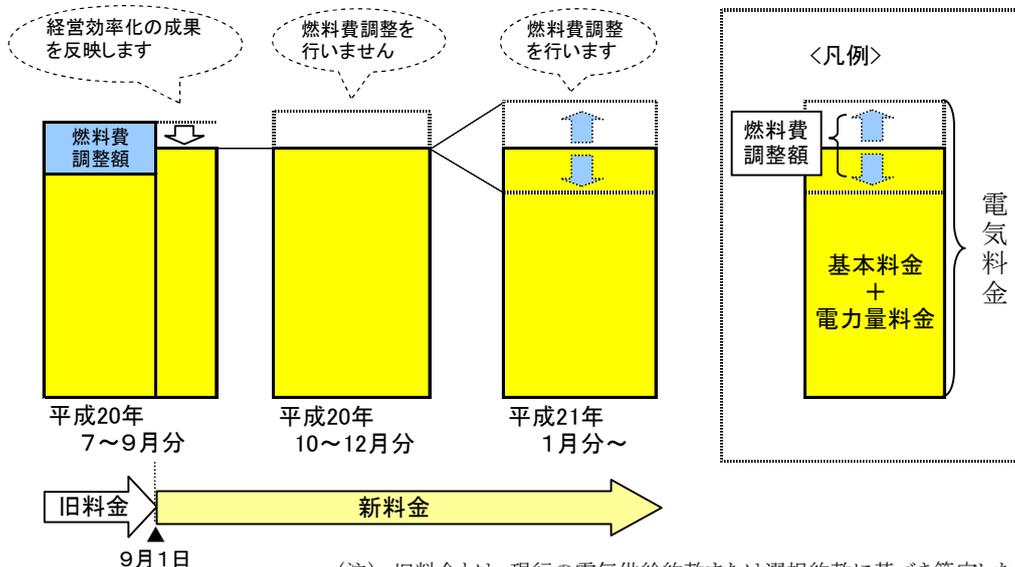
項目	単位	新	旧
基準単価（低圧）	円/kWh	0.142	0.113

(注) ・基準単価：平均燃料価格が1,000円/k1変動した場合の電力量料金単価への影響額  
 ・新基準単価には消費税等相当額を含み、旧基準単価には消費税等相当額を含みません。なお、旧基準単価を消費税等相当額を含む単価に換算した場合、0.11865円/kWhになります。

### 【平均燃料価格の前提諸元】

- ・為替レート 107 円/ドル
- ・原油価格 93.0 ドル/バレル

### 【一般のご家庭（電灯契約）のイメージ図】



(注) 旧料金とは、現行の電気供給約款または選択約款に基づき算定した料金をいい、平成20年7～8月の燃料費調整額を含みます。